

神戸市告示第 84 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 31 年 4 月 19 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

垂水区下畑町字笹之内 1586 番 1、1595 番 1

字祭り石 1671 番、1681 番、1683 番、1686 番、1686 番 1、1686 番 2、1686 番 3、1686 番 4、1686 番 5、1686 番 6、1687 番 1、1689 番、1690 番 1、1690 番 15、1692 番 3、1692 番 5、1692 番 7、1692 番 10、1692 番 11、1692 番 18、1695 番、1695 番 5、1701 番

名谷町字社谷 1385 番 2 の 16、1385 番 2 の 22、1385 番 33、1385 番 34、1385 番 35、1385 番 36

桃山台 4 丁目 1209 番 10、1209 番 23 の各一部（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

別図

〈起点〉  
 起点は、神戸市垂水区桃山台四丁目1209番10の北端地点とする。

〈格子の回転角度〉  
 $33^{\circ} 0' 40''$   
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

